需要に応じた主食用米の生産を行う農業者団体等の生産 や収益力強化を行う新たな取組みを支援します! ~主食用米生産・販売力強化緊急支援事業~

事業概要

○主食用米生産を行う団体が農業所得を確保するために行う農業経営費低減や販売金額増加を図る「新たな取組み」に対して助成を行います。

支援内容

- ○新たに実施する以下の取組みに対して助成します。
 - ①農業経営費低減に向けた取組み
 - ・低コスト生産技術に必要な機器・資材導入の取組み等
 - ②販売金額増加に向けた取組み
 - ・主食用米の品質向上に向けた取組み
 - ・高付加価値化のための新商品開発、情報発信等

【低コスト生産技術の導入例】

(助成対象取組例)

- ・播種機の導入
- ・播種機用パレット
- ・種子コーティング
- ・播種同時施肥
- ・田植機アタッチメント (側条施肥機など)

【品質向上への取組例】



- (助成対象取組例)
- ・穀粒判別機の導入
- ・水分計の導入
- ・ブロードキャスタ導入
- ・土壌分析に基づく施肥
- ・排水対策費用
- ・高付加価値販売のため の独自米袋作成 など

◇導入機械は1台あたり50万円未満◇ ※対象経費の詳細は裏面をご覧ください。

- ○支援対象者
 - ・JAの普通作生産・販売部会等
 - ・農地保有適格法人
 - ・既存の集落営農組織などの協業組織
- ○補助率1/2以内
 - (1団体当たりの補助金額の上限があります)

主な要件・留意事項

- ○令和4年度に行う取組に係る経費が対象です。
- ○栽培マニュアルや地域の栽培暦に沿った栽培を実施してください。
- ○支援対象となる2つ以上の取組を実施することが必要です。

採択基準:次のすべてを満たしてください

- ① 需要に応じた主食用米の生産を行うこと
- ②「栽培マニュアル」や「地域の栽培暦」に沿った生産を行うこと
- ③下記の取組みのうち2つ以上取組むこと

①農業経営費低減に向けた新たな取組み

技術内容	具体的な技術	対象経費
農薬使用の低減	種子温湯消毒の実施	<u>・温湯消毒機</u> の導入費用
本田への施肥省力	育苗箱全量施肥の実施	実施に必要なホッパー導入費用専用肥料の費用
	側条施肥の実施	・側条施肥アタッチメント導入費用・専用肥料導入費用
箱施用農薬の省力施用	播種同時農薬処理の実施	・苗箱への施薬ホッパー導入費用 ・専用農薬導入費用
移植時の苗箱数低減	高密度は種苗の移植実施	・高密度苗は種専ホッパー導入費用・対応田植え機用の爪等導入費用
苗管理労力の低減	プール育苗の実施 自動潅水装置導入	・育苗用プール作成費用 ・育苗用スプリンクラー導入費用
農薬の散布省力化	農薬の田植同時処理実施	田植同時農薬処理アタッチメント導入費用移植同時処理可能な農薬導入費用
畦畔管理の省力化	防草シートの導入	防草シート導入費用
追肥の省力化	流し込み施肥の実施	・流し込み施肥実施に必要な資材導入費用
苗づくり、管理費用低減	直播栽培の実施	・直播に必要な機械・機器導入費用 ・直播に必要な資材導入費用 ・テグス等の鳥よけの導入費用
種子塩水選の省略	グレーダーによる選別実施	・種もみ用グレーダー導入費用
県特認	県と協議で認められた内容	・県特認技術に必要な費用

②販売金額増加に向けた新たな取組み

<u>②販元金額増加に向けに新にな取</u>	<u> 祖み </u>	
取組み内容	具体的な取組み	対象経費
土壌の状態を把握し、生育を最適 化することで品質向上を図る	土壌分析に基づく施肥設計・土壌改良剤等の使用	土壌分析費用・土壌分析の結果必要となった肥料・資材等の導入費用
水田に溝切を実施することで排水 性を改善し品質向上を図る	水田生育期の排水対策実施	•水田用溝切機導入費用
透水性を改善し根張りをよくすることで品質向上を図る	水稲作終了後の排水対策	・排水対策用機器(アタッチメント)導入経費(サブソイラー、ボトムプラウ等)
カメムシ被害等有色米を除去し玄 米品質向上を図る	色彩選別機を利用した調製	・色彩選別調製を行う委託費用
充実不足の玄米を選別し品質向上 を図る	充実した玄米の調製	・玄米選別網(グレーダー)交換費用
産地の米のおいしさを客観的に見 える化し差別化を図る	食味の数値化	・食味分析委託費用・食味コンテスト等への出展費用
現在販売している玄米・精米と差 別化し付加価値化を図る	差別化するための新たな商品等の開発	・新商品製造委託費用 (パックご飯、精米キューブ等) ・独自米袋等の作成経費
こだわりの栽培方法や品種の情報 等を消費地へ発信することで差別 化を図る	こだわりの栽培方法や、品種等産地情 報を消費者に発信	・産地の情報発信に必要な経費 (HP等での情報発信) ・チラシ・パンフレット作製費用
県特認	県と協議で認められた内容	・県特認の取組みに必要な費用

注.導入する機械・機器の要件

- ①組織で共同利用すること
- ②1台あたり本体価格が10万円以上50万円未満
- ③計画提出前に導入した機械・機器は、対象外